

日時 令和2年4月21日(火)  
16:00~

場所 C棟2階 201災害対策室

◇案 件

- 1 職員の懲戒処分について

◇出席者

総務部長、建設部長、総務課長、上下水道課長、総務課長補佐

(お問合せ先)  
氷見市 企画政策部  
秘書広報課 広報担当  
TEL 0766-74-8012 FAX 0766-74-0692

## 職員の懲戒処分について

### 概要

先般、氷見警察署に逮捕された職員について、懲戒処分を行いましたので、報告させていただきますとともに、その事を重く受け止め市としてコメントを発表いたします。

### 内容

#### 1 内容

職場の親睦会の銀行口座から3回にわたり合計65万円を不正に出金し、現金を盗んだもの。

#### 2 経緯

令和2年3月 2日(月) 親睦会の銀行口座より3回の不正出金が発覚  
R元. 10. 30(水) 30万円  
R元. 11. 29(金) 15万円  
R 2. 1. 30(木) 20万円

令和2年3月16日(月) 親睦会として氷見警察署に被害届提出  
※課内で「思い当たることがないか」など聞いたりしていましたが、何の情報もなく  
2週間たったため外部の犯行の可能性も考え被害届を提出することにしたもの

令和2年3月24日(火) 窃盗容疑で逮捕

令和2年4月21日(火) 懲戒審査委員会

#### 3 職員(略歴)

建設部上下水道課 技師 田中 宏明 31歳

H24. 4 建設農林部建設課 技師

H28. 4 建設部上下水道課 技師

#### 4 懲戒処分 停職6月(令和2年4月21日)

#### 5 その他 同日付依願退職

### 添付資料

職員の懲戒処分について

職員の懲戒処分にかかる市長コメント

### お問合せ先

総務課 人事任用改革担当 担当者名 泉澤、蔵田(電話) 74-8031

# 職員の懲戒処分について

令和2年4月21日  
氷見市総務部総務課

1 対象職員  
建設部上下水道課 技師 たなか ひろあき 田中 宏明 (31歳)

2 懲戒処分の内容  
停職6月

3 懲戒処分の理由

令和元年10月末頃、氷見市建設部上下水道課職員の親睦会である上下水道課親和会の銀行口座のキャッシュカードを幹事の机の引出しから勝手に持ち出し、同口座より令和元年10月から令和2年1月までに3回にわたり氷見市内のATM機から合計65万円を不正に出金し現金を盗んだ。

この件で、令和2年3月24日に「令和元年10月30日(水)午後6時ころ氷見市内のATMコーナーにおいて、不正に入手したキャッシュカードを使用し、ATM機から現金30万円を盗んだ」として窃盗容疑で逮捕され、市の事情聴取において本人はこのことを認めた。

これらのことは、地方公務員法第29条第1項第1号の「法令順守義務違反」及び第3号の「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合」に該当するものとして懲戒処分を行ったものである。

4 処分年月日 令和2年4月21日(火)

5 その他 同日付依願退職

担当：氷見市総務部総務課 人事任用改革担当 TEL 0766(74)8031
--

## 職員の懲戒処分にかかる市長コメント

先般、市職員が引き起こした「職場の親睦会費窃盗」につきまして、事実関係を詳細に調べ、本日、関係職員を厳正に処分いたしました。

職員が一丸となってコンプライアンスの遵守に取り組んでいるなか、このような不祥事を引き起こしましたことは、誠に遺憾であり、市民の皆様に、あらためて心からお詫び申し上げます。

今後は、このようなことを二度と起こさないよう、より一層の服務規律の確保を図り、市民の皆様の信頼回復に向けて努力してまいります。

令和2年4月21日

氷見市長 林 正之